

商業総合責任保険と大規模不法行為

樫 博 行

はじめに

アメリカでは、1960年代末から製造物の瑕疵による損害賠償請求訴訟が多く提起されてきた⁽¹⁾。その中でも欠陥自動車や集団予防接種などを原因とする訴訟は、従前の大火災や航空機事故とは損害発生の様相を異にした。同じ訴訟原因であるにもかかわらずその損害が長期間にわたって断続的に発生したのである。そのため損害の総額を算出することができず、損害賠償額は他の補償手段と調整されることになった⁽²⁾。

1980年代に大規模不法行為(mass torts)と呼ばれるようになったこの現象は⁽³⁾、損害が全米にわたって断続的に多数発生するものであったため、州および連邦裁判所でクラス・アクションにより提起されていた。そして1990年代には和解により決着するようになった⁽⁴⁾。しかし、断続的に損害が発生するのは損害の潜在性があるからであり、ゆえに損害発生の時期が不明となる。これを受けて1990年代末に合衆国最高裁判所は、将来に損害を被る可能性のあるクラス構成員が存在すればクラス・アクションの和解を承認しない判断を示したのであった⁽⁵⁾。この判決を契機にクラス・アクションの和解による大規模不法行為の解決が困難になったのである。

(1) See, e.g., *Larsen v. General Motors*, 391 F.2d 495 (8th Cir. 1968); *Davis v. Wyeth Laboratories, Inc.*, 399 F.2d 121 (9th Cir. 1968).

(2) Richard A. Epstein, *The Legal and Insurance Dynamics of Mass Tort Litigation*, 13 J. LEGAL STUD. 475, 484-88 (1984).

(3) *Id.* at 475.

(4) See, e.g., Mason A. Leichhardt, *Big Tobacco's Big Settlement: What Pharmaceutical Companies Can Learn to Protect Themselves in Opioid Litigation*, 60 U. LOUISVILLE L. REV. 161, 193 (2021).

(5) *Ortiz v. Fibreboard Corp.*, 527 U.S. 815 (1999).

そこで、例えばアスベスト被害による損害賠償請求では、クラス・アクションが提起されるものの被告であるアスベスト製品の製造業者が倒産し、その破産財団から賠償金を得る方法が採られるようになった⁽⁶⁾。また最近では、9.11テロ事件では撤去された瓦礫の中に有毒物質が混入していたことから多くの損害賠償請求の訴えが提起されている。この状況に対応するために、損害賠償を目的とする信託が設定されて救済がなされるようになってきた⁽⁷⁾。

大規模不法行為における損害賠償は、信託など他の補償手段と併用され相互に調整しながら進行してきた。他の補償手段は被告の損害賠償債務を担保する目的をもつ。この目的と直接関連し実行する手段には保険が想定される。事故の身体的損傷(bodily injury)を補償する保険として傷害保険(accident insurance)⁽⁸⁾があり、財産的損害(property damage)には財産損害保険(property insurance)が対応する⁽⁹⁾。アスベストをはじめ多くの大規模不法行為訴訟での被告は企業である。そこで、企業活動の中で違法に発生させた損害を広く補償する商業総合責任保険(企業総合責任保険; commercial general liability insurance; 以降CGLとする)⁽¹⁰⁾が大規模不法行為の損害への補償と最も関連するものと推定される。本稿では、大規模不法行為の救済としてのCGLの補償範囲と免責事項を検討し、大規模不法行為解決におけるCGLの救済の妥当性について考察を加える。

(6) Lloyd Dixon and Geoffrey McGovern, BANKRUPTCY'S EFFECT ON PRODUCT IDENTIFICATION IN ASBESTOS PERSONAL INJURY CASES, xi (2015).

(7) これについては、樺博行「大規模不法行為の信託による解決」信託研究奨励金論集41集1頁以下(2020)を参照。

(8) Steven Plitt, et al, 10 COUCH ON INS. §139:1 (update 2022).

(9) *Id.* at §126:35.

(10) CGLの補償範囲、保険金請求時期の確定、そして保険金請求に対する保険会社の抗弁の詳細については、樺博行「大規模不法行為と賠償責任保険」白鷗法学第23巻2号101頁(2017)を参照。

一 CGLとは

1. CGLの概観

保険契約者の損害を金銭的に補償する目的で、1940年に総合責任保険 (comprehensive general liability) が考案された⁽¹¹⁾。それ以降、当該保険の標準約款は改訂が加えられ、1986年にはCGLに名称も変更された⁽¹²⁾。現在では、当該保険証書はInsurance Service Office, Inc.が作成した標準約款に拠っている⁽¹³⁾。個人が違法に生じさせた損害の補償を目的とする損害責任保険契約 (personal liability insurance)⁽¹⁴⁾とは異なり、企業活動での不法行為を含む違法行為から生じる損害を補償するのがCGLである。この損害は企業活動そのものと事業リスク (business risk) から生じるものに二分され、保険の対象となるのは前者のみである⁽¹⁵⁾。CGLは企業活動によって第三者に生じた損害への補償を目的としているため、被保険者の企業活動の違法行為を直接の原因とする損害が保険による補償の前提となるからである⁽¹⁶⁾。

事業リスクは事業を行う上で起こり得るリスクのことで、業績悪化により企業が何らかの債務履行を怠る可能性である。相手方はCGLの補償ではなく債務不履行を原因とする損害賠償を求めることになる。CGLは、契約上の責任に対する補償を提供するものではないため⁽¹⁷⁾、債務不履行を原因とする作業成果物 (work product) の瑕疵は補償範囲外になる⁽¹⁸⁾。

一般的に、CGLは広範な補償範囲に対応する保険である。その約款は2

(11) Certain Underwriters at Lloyd's of London v. Superior Court, 16 P.3d 94, 100, 103 (Cal. 2001).

(12) American Family Mut. Ins. Co. v. American Girl, Inc., 673 N.W.2d 65, 73 (Wis. 2004).

(13) *Id.*

(14) CALIFORNIA PRACTICE GUIDE: INSURANCE LITIGATION Ch. 71-C (update 2022).

(15) Ohio Cas. Ins. Co. v. Island Pool & Spa, Inc. 12 A.3d 719, 727 (N.J. 2011).

(16) American Motorists Ins. Co. v. Occidental Chemical Corp., 16 S.W.3d 140, 144 (Tex. 2000).

(17) Bonded Concrete, Inc. v. Transcontinental Ins. Co., 12 A.D.3d 761, 762 (N.Y. 2004).

(18) *Id.*

つの重要な条項で構成される。第1は保険引受け条項(*insuring clause*)であり、保険契約により補償される特定の事項を明記している⁽¹⁹⁾。第2は免責条項(*exclusion clause*)であり補償されない事項を明記している⁽²⁰⁾。補償範囲が保険会社と被保険者の間で争われれば、裁判所は被保険者からの請求が保険引受け条項に定める事項に該当するかを判定する⁽²¹⁾。その際の文言解釈は厳格ではなく⁽²²⁾概括的になされる⁽²³⁾。そして保険引受け条項の審理後に、免責条項が審理される。この際の文言解釈は審理の妥当性を再検討する目的があるため厳格になされる⁽²⁴⁾。

2. 補償対象となる損害

CGLの標準約款では、財産損害は保険の補償対象である。財産損害は、有形財産への物理的損害および使用不能を意味する。ここでの物理的損害は、財産への形状や色などの重大な変更である⁽²⁵⁾。しかし、利益の損失や信用の失墜などの取引上の損失などの純然たる経済的損失は、CGLでの財産損害には該当しない⁽²⁶⁾。また、瑕疵ある製品の修理費用も補償対象から除外される⁽²⁷⁾。

身体的損傷(*bodily injury*)は、身体への損害や病気、それらに伴う死亡

(19) *County of San Diego v. Ace Property & Casualty Ins. Co.*, 118 P.3d 607, 609 (Ca. 2005).

(20) *Westoil Terminals Co., Inc. v. Industrial Indemnity Co.*, 110 Cal.App.4th 139, 146 (2003).

(21) *State Farm Fire & Cas. Co. v. Acuity*, 695 N.W.2d 883, 886 (Wis. 2005).

(22) *Hawkeye-Security Ins. Co. v. Davis*, 6 S.W.3d 419, 424 (Mo. 1999).

(23) *Westoil Terminals Co.*, 110 Cal.App.4th at 146.

(24) *Id.*

(25) *See, e.g., Travelers Ins. Co. v. Eljer Mfg., Inc.*, 757 N.E.2d 481, 496 (Ill. 2001).

(26) この考えは、例えばイリノイ州控訴裁判所判決である*Ludwig Candy Co. v. Iowa Nat. Mut. Ins. Co.*, 396 N.E.2d 1329, 1332 (Ill. 1979) のように、1970年代末より明示され、現在でも承継されている。*See, e.g., F & H Construction v. ITT Hartford Ins. Co.*, 118 Cal.App.4th 364, 373 (2004).

(27) *See, e.g., Production Systems, Inc. v. Amerisure Ins. Co.*, 605 S.E.2d 663, 666 (N.C. 2004).

も含み、保険金支払いの対象となる⁽²⁸⁾。一方で、約款上精神的苦痛は対象とはならない⁽²⁹⁾。ただし、物理的損害である身体的損傷を原因として発生する場合に限り精神的苦痛は損害として補償対象となる⁽³⁰⁾。

身体的損傷とともに、保険の対象となる人身損害(personal injury)は、以下の5例が原因となる違法行為であると定義されている。人身損害の被害者が、①不法逮捕(false arrest)⁽³¹⁾および留置(detention)⁽³²⁾される場合。②悪意訴追(malicious prosecution)⁽³³⁾される場合。③合法に占有している部屋や居宅などの建物への占有を違法に剥奪(wrongful eviction)または不法に侵入(wrongful entry)される場合。④私人および法人の名誉を毀損または私人および法人の商品・生産物・サービスの評価を貶められ、または口頭または書面により資料を公開される場合。そして、⑤プライバシーを侵害する口頭または書面による資料の公開がされる場合である⁽³⁴⁾。人身損害はこれらの違法行為により発生するものであるため、損害発生時ではなく被保険者の違法行為時が保険適用開始時となる⁽³⁵⁾。したがって、CGLの保険期間の満了後に損害が発生したとしても、違法行為が当該期間内になされていれば、当該損害は補償対象となる⁽³⁶⁾。

(28) 9 COUCH ON INSURANCE, *supra* note 8, at §129:6.

(29) *See, e.g.*, *Upasani v. State Farm General Ins. Co.*, 227 Cal.App.4th 509, 522 (2014).

(30) *See, e.g.*, *Allstate Ins. Co. v. Wagner-Ellsworth*, 188 P3d 1042, 1051 (Mont. 2008).

(31) 適切な法的権限がなく逮捕することを意味する。BLACK'S LAW DICTIONARY, false arrest 11th ed. (2019).

(32) 勾留状態に置くことを指す。Id. at detention.

(33) 不当な目的または相当な理由(probable cause)なしで刑事および民事手続を開始する不法行為を意味する。Id. at malicious prosecution.

(34) *See, e.g.*, *National Union Fire Ins. Co. of Pittsburgh, PA. v. Alticor, Inc.*, 2005 WL 2206461, *2 (W.D. Mich. 2005).

(35) *See, e.g.*, *Block v. Golden Eagle Ins. Corp.*, 121 Cal.App.4th 186, 200 (2004).

(36) *See, e.g.*, *Atlantic Mutual Ins. Co. v. J. Lamb, Inc.*, 100 Cal.App.4th 1017, 1032-33 (2002).

3. 保険引受け条項と補償条件となる事件(occurrence)

CGLは、事件により発生した財産損害または人身損害を補償する旨を定める。1966年以前にはCGLの前身である総合責任保険の標準約款では事件ではなく事故(accident)と表記されていた⁽³⁷⁾。事故は唐突または突然の発生を意味しており⁽³⁸⁾、予見不可能な事件にのみ補償が限定される効果をもつ。そのため補償の対象範囲が狭くなるおそれがあったのである。そこで1966年に、全米災害保険業協会(National Bureau of Casualty Underwriters)と相互保険料率算定会(Mutual Insurance Rating Bureau)は、標準約款を改正するための委員会を設立して、事故に代替できる文言として事件に改正した。

事件は、事故が意味する唐突または突然の意味のみならず、長期間有害物質へのばく露の状態をも含む広範な概念と考えられたからである⁽³⁹⁾。また事故は過失を原因としない不運の意味を包含するため⁽⁴⁰⁾、損失を発生させる予見できない出来事に限定する裁判所も現れてきた⁽⁴¹⁾。さらに、裁判所の間で被害者⁽⁴²⁾または被保険者⁽⁴³⁾のいずれの視点から補償範囲を確定するかについての対立も発生した。事故が一般的に予見または故意による行為を除外する概念ととらえられたため⁽⁴⁴⁾視点の相違により補償範囲が変化したのである。その結果、1966年に総合責任保険の標準約款では事故から事件に補償の発動要件を変更したのである⁽⁴⁵⁾。

ところで、技量不足(faulty workmanship)それ自体は保険引受け条項に規定されておらずまた財産損害(property damage)でもないため、CGLに

(37) Liberty Mut. Ins. Co. v. Black & Decker Corp., 2005 WL 102964, *11 n.7 (Ma. 2005).

(38) Montrose Chemical Corp. v. Admiral Ins. Co., 913 P.2d 878, 892 (Ca. 1995).

(39) Sentinel Ins. Co., Ltd. v. First Ins. Co. of Hawai'i, Ltd., 875 P.2d 894, 916 (Haw. 1994).

(40) Sikirica v. Nationwide Ins. Co., 416 F.3d 214, 228 (3d Cir. 2005).

(41) Baker v. American Ins. Co. of Newark, N. J., 212 F.Supp. 353, 358 (E.D. S.C. 1963).

(42) Doe v. Breedlove, 906 So.2d 565, 571 (La. 2005).

(43) Allstate Ins. Co. v. McCarn, 645 N.W.2d 20, 23 (Mich. 2002).

(44) J.S.U.B., Inc. v. U.S. Fire Ins. Co., 906 So.2d 303, 308 (Fla. 2005).

(45) Montrose Chemical Corp., 913 P.2d at 891.

いう事件ではなく補償範囲ではない⁽⁴⁶⁾。しかし、作業成果物以外の財産に損害を与える場合にはCGLの事件に該当すると解されている⁽⁴⁷⁾。この損害は財産のみならず人身に対するものであっても、事件に該当すると判断されているのである⁽⁴⁸⁾。

4. 医療補償

CGLでは医療費が補償される。医療補償の発動要件は、被保険者の所有または賃貸不動産と隣接地で発生する被保険者の活動を原因とする事故による身体的損傷である⁽⁴⁹⁾。

被保険者ではなく、損害を被った違法行為被害者が第三者として直接保険会社を相手取った医療費請求が許容できるかについては、裁判所により判断が分かれている。第1は、第三者へ直接医療費の補償を認める裁判所である。州制定法または保険契約がこれを否定していない限り、違法行為被害者は意図された第三者(intended third-party beneficiary)⁽⁵⁰⁾になり、保険契約で利益を受ける第三者として保険会社に医療費請求を行うことができるととらえているのである⁽⁵¹⁾。その理由は、保険契約に無過失(no fault / non-fault)による事故への医療費補償条項が定められており、無過失であれば過失を立証せずに医療費を受けることができるからである⁽⁵²⁾。また、

(46) Owners Ins. Co. v. Jim Carr Homebuilder, LLC, 157 So.3d 148, 155-56 (Ala. 2014).

(47) Cincinnati Ins. Co. v. AMSCO Windows, 921 F.Supp.2d 1226, 1260 (D. Utah 2013).

(48) 9 COUCH ON INSURANCE, *supra* note 8, at §129:4.

(49) Schmalfeldt v. North Pointe Ins. Co., 670 N.W.2d 651, 653-54 (Mich. 2003).

(50) 意図された第三者とは、契約の効力が及ぶ第三者である。契約リステイトメント第2版(RESTATEMENT (CONTRACT) 2ND) §302(1)によれば、この第三者に該当するには、①契約当事者の意思を適切に履行でき、②要約者が契約の履行により以下のいずれかを満足する必要がある。(ア)第三者に金銭債務を履行できるか、(イ)約定の履行により第三者に利益を与えることを意図しているかである。契約で利益を受ける第三者とりわけ意図された第三者については、樫博行『アメリカ民事法入門第2版』126頁以下（勤草書房、2019）を参照。

(51) *See, e.g.*, Trouten v. Heritage Mut. Ins. Co., 632 N.W.2d 856, 859-60 (S.D. 2001).

(52) *Id.* at 864. (Johns裁判官による反対意見)。*See, also*, Harper v. Wausau Ins. Co., 56 Cal.App.4th 1079, 1091 (1997).

被保険者が客観的に医療費補償を期待しており⁽⁵³⁾、この期待により被保険者の意思として医療費補償がなされるとも考えられている⁽⁵⁴⁾。そのため、州制定法および保険契約で直接第三者による医療費請求が否定されていない限り、違法行為被害者は意図された第三者として保険会社に直接医療費の請求ができると解されている⁽⁵⁵⁾。

第2は、違法行為被害者が保険会社を直接相手取って行う医療費の請求を否定する裁判所である。その理由は、医療費補償は保険契約の当事者である被保険者をもっぱら対象とするからである⁽⁵⁶⁾。また、保険者である保険会社と被保険者との間に信認義務(fiduciary duty)⁽⁵⁷⁾があるため、保険会社は被保険者の利益を念頭に置かなければならない⁽⁵⁸⁾。被保険者と違法行為被害者は対抗関係にあり⁽⁵⁹⁾、違法行為被害者に直接医療費を支払うことになれば、保険会社は被保険者への信認義務違反になる。医療費補償条項は被保険者が違法行為被害者のための医療費の支払いを任意に引受け、それを保険会社に請求することを認める旨の保険会社と被保険者との間で交わされる合意である⁽⁶⁰⁾。この保険契約当事者の視点からも、保険会社が違法行為被害者に直接医療費を補償することは妥当ではないと解されている。

(53) *Id.* at 1085.

(54) *Id.* at 1087.

(55) *Id.* at 1089-90.

(56) *Trouten v. Heritage Mut. Ins. Co.*, 632 N.W.2d at 863.

(57) 信認義務とは、最大限の誠実さで行為する義務であり、信託や代理では受託者または代理人が受益者または本人に負う義務とされる。また、他者に対する最大限の誠実さまたは忠誠ともとらえられている。これについては、会社の取締役が会社の利益よりも自らの利益を促進させる私的取引を行わない義務が例となる。BLACK'S LAW DICTIONARY, *supra* note 31, at fiduciary duty.

(58) *Trouten v. Heritage Mut. Ins. Co.*, 632 N.W.2d at 864.

(59) *Id.*

(60) *Zegar v. Sears Roebuck and Co.*, 570 N.E.2d 1176, 1179 (Ill. 1991).

二 CGLの適用対象外となる労災補償(worker's compensation)

CGLが被保険者の違法行為による損害の填補を目的とするものであるため、被用者の行った過失により第三者に損害を与えた場合にはその填補のために使用者責任の下で補償を請求することができる⁽⁶¹⁾。しかし、被用者が被った損害へは、労災補償が代替して補償する⁽⁶²⁾。つまり、CGLは労災補償法(worker's compensation statute)の補償対象を除外するのである⁽⁶³⁾。そこで、CGLは労災補償が対象とする被用者の就労中での損害以外を補償することになった⁽⁶⁴⁾。

労災補償は請負人(independent contractor)が被った損害を対象としない⁽⁶⁵⁾。また臨時職員(temporary employee)に対しても同様であるため、これらにはCGLの補償が及ぶことになる⁽⁶⁶⁾。これらの者を除き、被用者が就労中に傷害を負い、第三者から損害賠償を充当する金銭を受領すれば、第三者は被保険者である使用者に支出した金銭の補償を求めることができる⁽⁶⁷⁾。このように労災補償が介入することで、保険会社は被用者の損害については抗弁することなく補償が免責されるのである⁽⁶⁸⁾。

なお、CGLが適用されない例として、派遣労働者(borrowed / loaned employee)⁽⁶⁹⁾がある。派遣労働者とは、ある使用者から別の使用者に派遣された労働者である。派遣労働者が派遣先の使用者のために業務を行うことを合意した場合には、派遣先での業務中は派遣先使用者が管理権を及

(61) American Family Mut. Ins. Co. v. Tickle, 99 S.W.3d 25, 29 (Mo. 2003).

(62) *Id.*

(63) *See, e.g.*, Morales v. Zenith Ins. Co., 776 F.3d 1285, 1288 (Fla. 2015).

(64) Maine State Academy of Hair Design, Inc. v. Commercial Union Ins. Co., 699 A.2d 1153, 1158 (Me. 1997).

(65) Nationwide Mut. Ins. Co. v. Pools by Design, Inc., 2009 WL 1663934, *5 (Conn. 2009).

(66) *See, e.g.*, Johnson v. Marciniak, 231 F.Supp.2d 958, 960-61 (N.D. 2002).

(67) Garvey v. State Farm Fire & Casualty Co., 770 P.2d 704, 705 (Cal. 1989).

(68) Bassuk Bros., Inc. v. Utica First Ins. Co., 1 A.D.3d 470, 471 (N.Y. 2003).

(69) BLACK'S LAW DICTIONARY, *supra* note 33, at borrowed employee.

ぼすことができる⁽⁷⁰⁾。履行された業務が当該使用者の利益と考えられるため、派遣先使用者は使用者責任での使用者となる⁽⁷¹⁾。そのため派遣労働者は労災補償が適用される派遣先使用者の被用者とされ、CGLが適用されない⁽⁷²⁾のである⁽⁷²⁾。

三 CGLにおける免責対象

1. 事業リスクの免責(business risk exclusion)

CGLが違法行為とりわけ不法行為を原因とする損害の填補を目的とするものである以上、契約での債務不履行の救済のためにあるものではない⁽⁷³⁾。そのため、例えば建築請負契約で瑕疵ある建築を行い、その建築物の補修が求められると、契約から責任が生じているためその請求はCGLの補償範囲から除外されることになる⁽⁷⁴⁾。このような事業リスクを補償範囲から除外する理由は、CGLの補償範囲が当事者間での交渉の結果を対象としていないことにある⁽⁷⁵⁾。

この補償範囲からの除外は、被保険者の技量不足により発生する損害も対象とされる。そこで、被保険者により発生させられているということから、保険契約には貴方の作業免責(your work exclusion)と定められている⁽⁷⁶⁾。貴方の作業自体は、被保険者の利益のために行われるものである。裁判所は、事業展開をする際に発生すると想定される被保険者自らの技量不足によるリスクには、被保険者自らが責任をもつべきであり、CGLが

(70) *See, e.g., Kaiser v. Millard Lumber, Inc.*, 587 N.W.2d 875, 880 (Neb. 1999).

(71) *See, e.g., Binz v. Brandt Const. Co., Inc.*, 301 F.3d 529, 533 (7th Cir. 2002).

(72) *See, e.g., Alliance Syndicate, Inc. v. Parsec, Inc.*, 741 N.E.2d 1039, 1048 (Ill. 2000).

(73) *See, e.g., Bonded Concrete, Inc. v. Transcontinental Ins. Co.*, 12 A.D.3d 761, 762(N.Y. 2004).

(74) *Grinnell Mut. Reinsurance Co. v. Lynne*, 686 N.W.2d 118, 124 (N.D. 2004).

(75) *Id.*

(76) *Western Nat. Assur. Co. v. Shelcon Const. Group LLC*, 332 P.3d 986, 988 n.3 (Wash. 2014).

補償する必要はないと解しているからである⁽⁷⁷⁾。損害が偶然ではなく、被保険者により発生させられているとともに、事業を行う上で通常起こるべきリスクから生じていることを理由として免責を認めたのである⁽⁷⁸⁾。さらに、貴方の作業免責は被保険者の不注意かつ瑕疵ある業務を防止する目的があると考えられている⁽⁷⁹⁾。

1986年のCGLの標準約款改正により、従前では事業リスクに含まれていた為除外されていた⁽⁸⁰⁾下請けによる業務が補償対象とされることになった⁽⁸¹⁾。建築工事で下請けを利用することが増加し、それに伴って下請けによる建築工事に瑕疵あるものが多くなってきたからであった⁽⁸²⁾。増加した瑕疵ある建築工事による損害を事業リスクとして免責するのが妥当でないとされ、CGLの事業リスク免責の例外として補償対象になったのである⁽⁸³⁾。

保険約款では具体的な定義がなされていないが、下請けとは既に契約を締結している者の契約履行のために主たる契約者の債務の一部を引き受け

(77) *Id.* at 989.

(78) *Western Nat. Assur. Co. v. Shelcon Const. Group LLC*, 332 P.3d at 989.

(79) *Auto-Owners Ins. Co. v. Home Pride Companies, Inc.*, 684 N.W.2d 571, 579 (Neb. 2004). なお、CGLでは、貴方の作業の範疇には、その作業のために提供された原材料、部品、または設備も含まれている。*Brosnahan Builders, Inc. v. Harleysville Mut. Ins. Co.*, 137 F.Supp.2d 517, 522 n.3 (Del. 2001).

(80) *See, e.g., American Family Mut. Ins. Co. v. American Girl, Inc.*, 673 N.W.2d 65, 82 (Wis. 2004).

(81) *See, e.g., Travelers Indem. Co. of America v. Moore & Associates, Inc.*, 2005 WL 2293009, *5 (Tenn. 2005).

(82) *American Family Mut. Ins. Co. v. American Girl, Inc.*, 673 N.W.2d at 82.

(83) *Id.* at 83. 事業リスクの除外への例外として下請けが設定されることになったが、この例外の効力について裁判所の間で見解が異なる。当該例外が事業リスクの除外を保険契約に適用しないとする裁判所と(*See, e.g., Auto-Owners Ins. Co. v. Home Pride Companies, Inc.*, 684 N.W.2d 571, 576 (Neb. 2004).)、除外された補償範囲を回復するととらえる裁判所である(*See, e.g., American Family Mut. Ins. Co. v. American Girl, Inc.*, 673 N.W.2d at 83.).

る者であるにとらえられている⁽⁸⁴⁾。最終的な製造者の指示により部品などを製造および納入する業者⁽⁸⁵⁾、または被保険者が契約した建築工事の現場で一部を請負う者などが下請けとされている⁽⁸⁶⁾。

2. 宣伝活動(advertising)による損害の免責

CGLの補償範囲には名誉毀損やプライバシー侵害など人格損害も含まれる。しかし、被保険者による宣伝、出版、および放送を原因とした違法行為から生じる損害は、保険約款では免責される⁽⁸⁷⁾。宣伝活動による損害とは、一般的には製品やサービスに対する、①口頭または書面による名誉毀損、②プライバシーの侵害、③営業活動にかかる着想や流儀の不正流用(misappropriation)、④著作権や標語などへの侵害行為も含まれると解されている⁽⁸⁸⁾。宣伝活動により発生した損害に対しては、このように広範にわたりCGLの補償が除外されるのである⁽⁸⁹⁾。

宣伝とは、社会全般に向けた営業促進活動である⁽⁹⁰⁾。営業促進活動にかかる損害の免責が広範囲に認められていることから⁽⁹¹⁾、宣伝活動も同様とされたと推定できる。一方で、宣伝について被保険者の製品の購買意欲を掻き立てる手法であっても、対象は個人であると狭義の意味で用いる例も

(84) See, e.g., *National Union Fire Ins. Co. of Pittsburgh, Pennsylvania v. Structural Systems Technology, Inc.*, 756 F.Supp. 1232, 1239 (E.D. Mo. 1991).

(85) See, e.g., *Mosser Const., Inc. v. The Travelers Indem. Co.*, 430 Fed.Appx. 417, 422 (6th Cir. 2011).

(86) See, e.g., *CGU/Hawkeye Sec. Ins. Co. v. Oasis Las Vegas Motor Coach Park, L.P.*, 65 Fed.Appx. 182, 183 (9th Cir. 2003).

(87) *Schiff v. Federal Ins. Co.*, 779 F.Supp. 17, 21 (S.D. N.Y. 1991). また、被保険者が故意に権利侵害を行って発生した損害も保険適用外となる。*Travelers Property Cas. Co. of America v. Mericle*, 486 Fed.Appx. 233, 239 (3d Cir. 2012).

(88) See, e.g., *Transcontinental Ins. Co. v. Jim Black & Associates, Inc.*, 888 So.2d 671, 677 (Fla. 2004).

(89) *Schiff v. Federal Ins. Co.*, 779 F.Supp. 17, 21 (S.D. N.Y. 1991).

(90) See, e.g., *We Do Graphics, Inc. v. Mercury Cas. Co.*, 124 Cal.App.4th 131, 138 (2004).

(91) *Hameid v. National Fire Ins. of Hartford*, 71 P.3d 761, 766-67 (Cal. 2003).

見られる⁽⁹²⁾。ただし、補償範囲宣伝行為を除外する規定を解釈する場合には、社会全般に向けた広義の意味で解されている⁽⁹³⁾。なお、CGLは宣伝について明確な定義を示していない。そのため、宣伝される製品の世間一般の関心、会社規模、そして対象となる市場規模により具体的な宣伝の意味づけがなされているのである⁽⁹⁴⁾。

3. 汚染免責(pollution exclusion)

(1) 汚染免責形成の経緯と完全汚染免責

有毒物質による汚染に関しては、経年的に補償範囲が限定されてきた。当初はCGLの保険約款で補償の範囲とされ、汚染が突然(sudden)かつ偶然(accidental)に発生することが必要であった⁽⁹⁵⁾。例えば、石油パイプのボルトを緩く締めたため石油が漏出して地表面を汚染したことは、意図しない偶然の事故であるとされ保険の補償範囲とされた⁽⁹⁶⁾。しかし、汚染による補償請求が増加したため、汚染への補償が保険契約で免責されたのである⁽⁹⁷⁾。

この免責は事故や事件の意味を確定する過程で生じてきた。裁判所は、汚染物質が偶然に排出されたことを事故ととらえるとともに⁽⁹⁸⁾、事件を被保険者により予期または意図されないことと解した⁽⁹⁹⁾。その後、裁判所は長期に渡り少しずつ汚染源から曝露したことによって生じた損害への補償

(92) See, e.g., *Amazon.com Intern., Inc. v. American Dynasty Surplus Lines Ins. Co.*, 85 P.3d 974, 977 (Wash. 2004).

(93) See, e.g., *Berman v. General Acc. Ins. Co. of America*, 671 N.Y.S.2d 619, 623 (1998).

(94) *Fireman's Fund Ins. Co. of Wis. v. Bradley Corp.*, 660 N.W.2d 666, 678-79 (Wis. 2003); *State Farm Fire and Cas. Co. v. Steinberg*, 393 F.3d 1226, 1233 (11th Cir. 2004).

(95) *Employers Ins. Co. of Ala. v. Rives*, 87 So.2d 653, 655, 658 (1955).

(96) *Id.* at 658.

(97) 9 COUCH ON INS., *supra* note 8, at §127:3.

(98) See, e.g., *McGregor v. Allamerica Ins. Co.*, 868 N.E.2d 1225, 1228 (Mass. 2007).

(99) See, e.g., *Composite Structures, Inc. v. Continental Ins. Co.*, 903 F.Supp.2d 1284, 1287 (Fla. 2012).

の是非も検討しはじめるようになった⁽¹⁰⁰⁾。そして、金銭的損失が故意または予見できなかった場合には補償対象になると判断した⁽¹⁰¹⁾。この判断を受けて、保険会社は補償による経営上の負担を回避するため、1970年に初めて汚染を補償範囲から除外し、保険金支払いを免責する条項を含む標準形式約款を策定したのである⁽¹⁰²⁾。

当該約款には「実際に危険が迫っていると主張される汚染物質の土地や水そして大気への排出(discharge)、散布(dispersal)、漏出(seepage)、移転(migration)、除去(removal)、漏れ(escape)を原因とする身体的損害や財産的損害」への補償を免責する旨が定められていた⁽¹⁰³⁾。ただし、汚染物質という文言が曖昧で具体的に何を意味するのかが争点となった⁽¹⁰⁴⁾。さらに、被保険者が合理的に補償を期待していれば、これを考慮に入れて保険者の免責が制限される旨の判断が示されるようになった⁽¹⁰⁵⁾。この免責規定上の文言の曖昧さと被保険者の合理的な期待を踏まえた汚染免責への立法的対応が迫られた結果、1980年に合衆国議会は総合環境対応補償責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act: CERCLA)⁽¹⁰⁶⁾を制定し、汚染物質を拡散する事業所に当該拡散につき厳格責任を負わせることになった⁽¹⁰⁷⁾。この厳格責任は遡及して適用されたため⁽¹⁰⁸⁾、汚染物質を拡散する事業所は保険会社に対して、過去に加入した保

(100) *See, e.g., American States Ins. Co. v. Koloms*, 687 N.E.2d 72, 80 (Ill. 1997).

(101) *Id.*

(102) *Id.*

(103) *See, e.g., Wilson Mut. Ins. Co. v. Falk*, 857 N.W.2d 156, 161 (Wis. 2014).

(104) *Id.* at 164. 本件では、肥料が土壌汚染物質に該当するのかが争われ、これを肯定する判断が示された。*Id.* at 166.

(105) *Id.* at 181.

(106) 42 U.S.C.A. §§9601 et seq.

(107) *See, e.g., Johnson Controls, Inc. v. Employers Ins. of Wausau*, 665 N.W.2d 257, 293 (Wis. 2003). 本判決以前に、CERCLAが厳格責任を負わせる目的があると解した論稿があった。*See, Elizabeth Ann Glass, Superfund and SARA: Are There Any Defenses Left?*, 12 HARV. ENVTL. L. REV. 385, 430 (1988).

(108) *See, e.g., Millipore Corp. v. Travelers Indem. Co.*, 115 F.3d 21, 24 (1st Cir. 1997).

除から汚染物質浄化経費の償還を請求するようになった⁽¹⁰⁹⁾。

この請求が増加したため、1985年には突然かつ偶然の意味が曖昧であることを理由に汚染免責条項が改正され、完全汚染免責(absolute exclusion)の規定が保険約款に含まれることになった。完全汚染免責規定は、一定の製品または敷地外での汚染物質の放出を免責し、行政に命じられた汚染物質の浄化経費を補償から免責することを目的とした⁽¹¹⁰⁾。そこで、「汚染物質の排出、散布、および放出または漏出による身体的損害または財産的損害、または汚染物質の浄化、除去、抑制、中和を求める行政命令による経費」⁽¹¹¹⁾を免責すると規定した。汚染物質とは、固体、液体、そして気体であり、煙、煤煙、酸性およびアルカリ性の化学物質ならびにリサイクル可能な物を含む廃棄物である⁽¹¹²⁾。多くの裁判所は、完全汚染免責規定の文言を明白なものと解し、これらの文言の示す行為が被保険者の多くの活動を対象とすると判断したのである⁽¹¹³⁾。

一方で少数の裁判所は、完全汚染免責規定を曖昧なものとして適用を制限している。合理的期待の法理(reasonable-expectations doctrine)に基づいて、被保険者が環境破壊以外の場合では補償がなされると期待していることを根拠とするのである⁽¹¹⁴⁾。そして、被保険者の期待はCGLが被保険者の保護を目的とする社会的秩序(public policy)と合致した妥当なものであると評価する⁽¹¹⁵⁾。そこで一部の州法の下では、当該法理を前提として保険約

(109) See, e.g., Pittston Co. Ultramar America Ltd. v. Allianz Ins. Co., 124 F.3d 508, 513-14 (3d Cir. 1997).

(110) 9 COUCH ON INS., *supra* note 8, at §127:3.

(111) See, e.g., Figuli v. State Farm Mut. Fire & Cas., Figuli v. State Farm Mut. Fire & Cas., 304 P.3d 595, 597 (Colo. 2012).

(112) *Id.* at 598-99.

(113) See, e.g., Admiral Ins. Co. v. Feit Management Co., 321 F.3d 1326, 1329 (11th Cir. 2003).

(114) See, e.g., Enron Oil Trading & Transp. Co. v. Walbrook Ins. Co., Ltd., 132 F.3d 526, 530 (9th Cir. 1997).

(115) *Id.* at 531.

款を解釈し⁽¹¹⁶⁾、完全汚染免責規定を適用しない判断をする裁判所が見られるようになった⁽¹¹⁷⁾。

その後、完全汚染免責を巡り裁判所は2つの傾向を示すようになった。第1は、免責対象となる汚染を伝統的な産業環境汚染(industrial environmental pollution)に限定する解釈である。建築物の暖房器具から発生する煙や煤煙などの被害を完全汚染免責から除外し⁽¹¹⁸⁾、伝統的な産業による環境汚染に該当するものだけを免責対象としたのである⁽¹¹⁹⁾。完全汚染免責が成立した経緯を踏まえ、行政により命じられた被保険者の除染の経費の補償と保険業界の保護とを衡量したのである⁽¹²⁰⁾。また、完全汚染免責規定の適用は伝統的な環境汚染に限定する裁判所も出現した⁽¹²¹⁾。第2は、汚染免責の対象に非環境汚染を含み免責対象を拡大する解釈である。例えば、地下貯蔵庫から漏れ出した家庭用灯油を保険補償範囲から除外される汚染物質に該当すると解されている⁽¹²²⁾。除外対象を定める文言が明確であるという理由から、この解釈が採られている⁽¹²³⁾。

(2) 完全汚染免責に該当する汚染

損害が発生すると、完全汚染免責規定に定める汚染物質に該当するか否かが物質の性質や使用方法などから検討される⁽¹²⁴⁾。保険約款では汚染物質

(116) See, e.g., *Stoney Run Co. v. Prudential-LMI Commercial Ins. Co.*, 47 F.3d 34, 37 (2d Cir. 1995).

(117) *Id.* at 38.

(118) *Century Sur. Co. v. Casino W., Inc.*, 329 P.3d 614, 616 (Nev. 2014).

(119) *Id.* at 617.

(120) See, e.g., *Nav-Its, Inc. v. Selective Ins. Co. of America*, 869 A.2d 929, 937 (N.J. 2005).

(121) See, e.g., *Nautilus Ins. Co. v. Jabar*, 188 F.3d 27, 30 (1st Cir. 1999). その他に、行政命令の内容により適用される汚染の範囲を確定する、または被保険者が補償されると合理的に期待し得る範囲とする裁判所がある。See, 9 COUCH ON INS., *supra* note 8, at §127:6.

(122) See, e.g., *Nascimento v. Preferred Mut. Ins. Co.*, 513 F.3d 273, 279 (1st Cir. 2008).

(123) See, e.g., *Noble Energy, Inc. v. Bituminous Cas. Co.*, 529 F.3d 642, 646 (5th Cir. 2008).

(124) See, e.g., *Doerr v. Mobil Oil Corp.*, 774 So.2d 119, 135 (La. 2000).

が例示列挙され、煙、煤煙、酸性およびアルカリ性の固体、液体、そして気体の形状の化学物質または廃棄物とされている⁽¹²⁵⁾。保険会社と被保険者の間で争われている汚染物質が完全汚染免責規定に該当するか否かを決定するのは裁判所であり、現在までにアンモニアや炭塵をはじめとした多くの物質がそれに該当すると判断されてきた⁽¹²⁶⁾。

1973年に初めて連邦控訴裁判所がアスベストを含む製造物の製造者に不法行為責任を負わせて以来⁽¹²⁷⁾、アスベストは大規模不法行為訴訟の中心になっていた。しかし、現在ではアスベストは完全汚染免責に該当する汚染物質となり⁽¹²⁸⁾、CGLの補償を受けることができない。その他鉛塗料など鉛製品も同様である。多くの有毒物質がCGLの免責対象となる汚染物質として保険約款に含まれている⁽¹²⁹⁾。その他にも放射性物質(nuclear / radioactive material)⁽¹³⁰⁾やシリカなど砂埃粒子も完全汚染免責に該当する汚染物質と裁判所により判断され⁽¹³¹⁾、現在ではCGLに定める免責対象となる有毒物質は広範囲に及んでいる。

完全汚染免責規定に定められる汚染手段となる排出や漏出などの意味は裁判所により異なるが、多くの裁判所はこれらを一括して汚染物質が放出される状態であるととらえている。また汚染物質の放出が閉鎖空間かそれとも解放空間かについても区別をしていない。一例として、台所のような狭く閉鎖された屋内空間であっても汚染物質であるアスベストが放出され

(125) 9 COUCH ON INS., *supra* note 8, at §127:8.

(126) *Id.*

(127) *Borel v. Fibreboard Paper Products Corp.*, 493 F.2d 1076, (5th Cir. 1973). 本判決では、アスベストの製造者にアスベストが混入している可能性の警告などの義務を認め、それに違反したということで、当該製造者に損害賠償責任を負わせている。*Id.* at 1099.

(128) *See, e.g., Yale University v. Cigna Ins. Co.*, 224 F.Supp.2d 402, 422 (D. Conn. 2002).

(129) 9 COUCH ON INS., *supra* note 8, at §127:8.

(130) *Sunny Ridge Enterprises, Inc. v. Fireman's Fund Ins. Co., Inc.*, 132 F.Supp.2d 525, 527 (E.D. Ky. 2001).

(131) *Clarendon America Ins. Co. v. Bay, Inc.*, 10 F.Supp.2d 736, 744 (S.D. Tex. 1998).

れば、それを原因とする損害に対して完全汚染免責規定が適用されると述べている⁽¹³²⁾。その理由として、汚染物質を屋外のみまたは屋外と屋内の両方のいずれであっても、汚染放出がなされたことに合理性があると考えられているからである⁽¹³³⁾。

四 CGLの大規模不法行為救済への影響

CGLの補償範囲は身体および財産に広く及ぶため、大規模不法行為を発生させた被告にとってCGLの保険金は損害賠償のための原資となる。CGLの対象は身体的損傷を含む人身損害および財産損害であるため、大規模不法行為を原因とする損害に対応している。また医療補償範囲も広範囲にわたっている。潜伏性のため将来に大規模不法行為を原因とする疾病などの損害が発生した際の賠償措置としてCGLが機能するのである。将来に損害が発生する場合には、出訴期限(statute of limitations)が救済を妨げることが懸念される。しかし、有毒物質による水質汚濁などの継続的な不法行為の場合には、出訴期限の起算点は最初の不法行為時ではなく、損害発生時と解されて救済がなされている⁽¹³⁴⁾。留意すべき点として、大規模不法行為被害者に直接保険会社への補償請求を認めない裁判所が存在することが挙げられるが、おおむね大規模不法行為の性質である損害の潜伏性に対応したものと評価できる。

有毒物質を原因とする大規模不法行為には、完全汚染免責規定の適用の有無が重要となる。大規模不法行為の原因となった物質が、当該規定に列挙され免責対象となる汚染物質に該当すれば、CGLの補償範囲から除外さ

(132) See, e.g., *National Grange Mut. Ins. Co. v. Caraker*, 2006 WL 853153, *7 (Conn. 2006).

(133) *Id.*

(134) アメリカにおいては、出訴期限法におけるその起算点は、とりわけ継続的不法行為や継続的医療行為の場合には、損害発生時と考えられるようになってきた。榎博行「アメリカ不法行為法における出訴期限」白鷗法学第27巻2号75頁以下(2020)を参照。

れるからである。現在、大規模不法行為のうちCGLで免責される物質に該当するのはアスベスト、鉛、放射性物質そしてシリカなどである。つまり、大規模不法行為を発生させる物質の中でもその多くがCGLの免責対象となっており、補償範囲から除外されているのである。

完全汚染免責規定に定められていない医療器具や処方薬の瑕疵による損害に対しては、CGLにより補償が可能となる。2000年以降のこれらを原因とする大規模不法行為には、消化管運動促進薬であるPropulsid⁽¹³⁵⁾や非ステロイド系抗炎症鎮痛剤Vioxx⁽¹³⁶⁾による損害などがある。これらはCGLで免責される汚染物質には該当しないため、標準約款が改正されない限り補償がなされる。しかし、完全汚染免責が形成される過程が示したように、これらによる損害が今後増大することになれば、処方薬での免責がCGLの標準約款に定められる可能性がある。そのため、CGLの被保険者といえども、保険以外の方法で損害賠償の原資を確保することも今後考慮すべき課題なのである。

おわりに

企業は、その活動により製造物瑕疵による損害など大規模不法行為を発生させる可能性がある。その対策として、企業はCGLに加入している。CGLは、損害によって生じた被保険者への補償を目的とし、大規模不法行為の被害者である第三者への損害賠償に有効な原資を提供する手段となる。しかし、CGLには完全汚染免責規定が存在する。そのため規定に該当する汚染による損害が補償されないことになり、この方法は妥当であるとは必ずしもいえない。

保険会社は、被保険者より大規模不法行為での保険金請求の通知がなされると、補償つまり保険金を支払う、または請求に対して抗弁する、のう

(135) *In re Propulsid Liability Litigation*, 2000 WL 35621417 (J.P.M.L. Aug. 7, 2000).

(136) *In re Vioxx Products Liability Litigation* (MDL 1657), 360 F.Supp.2d 1352 (J.P.M.L. 2005).

ちいずれかの対応をとる⁽¹³⁷⁾。抗弁には、条件である保険金支払いを発動する事件が未発生であることなどが挙げられる⁽¹³⁸⁾。しかし重要なのは、保険金が請求される被害原因の物質が、完全汚染免責規定に該当する汚染物質に該当するか否かである。これに該当すると裁判所が判断した場合、保険金の支払いが免責されるからである。

完全汚染免責規定に該当する汚染物質は、伝統的な産業環境汚染を発生させる物質であった。廃油漏出被害が典型といえよう⁽¹³⁹⁾。これは大規模不法行為の一例であるが、伝統的な産業環境汚染の場合はCGLの免責のため、被保険者は保険金が受領できないことになる。現在この完全汚染免責規定に該当する汚染物質にはアスベストや放射性物質なども含まれている。CGLの発展過程は、被保険者の利益を保護する裁判所と自社の利益の確保を求める保険会社との間の対立の軌跡を示すものであった。したがって裁判所が完全汚染免責規定を厳格に解して免責の対象を限定し、被保険者の利益を保護すれば、CGLは大規模不法行為の損害賠償のための原資として有効に機能するはずである。

(本学法学部教授)

(137) Courtney E. Ward-Reichard, et al., MASS TORTS IN THE UNITED STATES 379 (2021).

(138) *Id.* at 386.

(139) *In re Chevron U.S.A., Inc.*, 109 F.3d 1016 (5th Cir. 1997).